

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

おおわに

4月号

令和7年
(2025年)

No.759

令和6年度

卒業証書授与



今月のおもな内容

- | | | | | | | |
|---------------|--------------|-----------------|-----------|------------|----------|--------|
| ◆大鰐町こども家庭センター | ◆月替わりの掲載コーナー | ◆わにLINE電子申請スタート | ◆おおわにかわら版 | ◆こちら警察・消防! | ◆まちのお知らせ | ◆まちの話題 |
| 18 | 17 | 15 | 14 | 13 | 11 | 2 |
| | 16、 | | | 12、 | 3、 | |



大鰐町消防出初式が行われました

3月2日に消防出初式が行われました。当日は、総勢253名の消防団員が参加し、大鰐中学校駐車場で人員・服装点検及び機械器具点検、手古奈通りでは車両部隊、徒歩部隊の分列行進を行い、洗練された訓練の成果を披露しました。また、分列行進の先頭を幼年消防クラブ（大鰐保育園）の子ども達が務め、沿道からは歓声が上がっていました。

健康増進に関する連携協定締結式

株式会社バイタルネットとの健康増進に関する連携協定締結式が2月28日、大鰐町中央公民館で執り行われました。

本協定は、大鰐町と株式会社バイタルネットが相互連携と協働による活動を推進し、町民の健康増進に資することを目的として、健康づくりや生活習慣病予防などに関する取り組みを行っていくことを取り決めるものです。

今年、平成27年6月に「湯の郷おわに健康長寿宣言」が行われてから10周年を迎えることから、町が抱える健康課題に対し、相互連携による健康づくりの取り組みが効果的に行われることが期待されます。



大鰐小中学校で卒業式が行われました

大鰐中学校では3月13日、大鰐小学校では3月19日に卒業証書授与式が行われました。今年度は大鰐小学校から38名、中学校から45名が卒業しました。町長は「皆さんがここまで成長されたことは、決して自分一人の力ではありません。毎日、優しく見守って、ご指導くださった先生方やご家族の方々、そして、地域の皆さんのおかげであることを決して忘れないようにしてください。」と祝辞を述べました。

第98回全日本学生スキー選手権大会が開催されました

秩父宮杯・秩父宮妃杯第98回全日本学生スキー選手権大会は2月18日、青森県南津軽郡大鰐町の大鰐町中央公民館で開会式が行われました。大鰐町での開催は8年ぶり11度目となります。

全国の学生が約940人参加し、大鰐町会場では19日から23日までの5日間、クロスカントリー競技とアルペン競技が行われました。大鰐温泉スキー場では熱戦が繰り広げられ、富士愛香選手をはじめとした県内出身選手が上位入賞を果たしました。

地域包括支援だより

こんにちは！
『大鰐町地域包括支援センター』です！

地域包括支援センターとは

「高齢者の総合相談窓口」を担う機関で、全国各地にあります。大鰐町では、保健福祉課内に設置されており、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職が配置されています。

困ったことや分からないことがあれば、ご相談ください

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、様々な悩みや相談を受けつけています。地域包括支援センターだけで解決できない相談は、関係機関と連携し、必要があれば適切な機関につなげます。秘密は厳守します。

健康のこと

- ・心身の健康に不安がある
- ・足腰が弱くなったので運動したい
- ・最近ものの忘れが心配

など

介護のこと

- ・親の介護の相談にのってほしい
- ・介護保険サービスを利用したい
- ・入所施設を探したい

など

権利を守ること

- ・今後の財産管理が不安
- ・虐待にあっている人がいる
- ・成年後見制度について知りたい

など

さまざまな相談

- ・近所の高齢者が心配
- ・日頃の生活で困ったことがある
- ・認知症の勉強がしたい

など



地域包括支援センターに寄せられる相談 上位5つ（令和5年度）

順位	内 容
1	介護保険申請
2	生活保護等の施策・制度
3	介護保険制度・サービス内容
4	成年後見人制度、高齢者虐待等の権利擁護
5	認知症

順位	相 談 者
1	家族
2	本人
3	医療機関
4	介護保険サービス事業所
5	民生委員児童委員

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569（直通）



国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者 のみなさまへ ～健康診査のご案内～

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和8年3月31日までに40歳以上になる方または後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等に入所又は入居している方などは対象外です。

5月中に国保被保険者の対象者へ **みどり色の受診券**、後期高齢者医療被保険者の対象者へ **ピンク色の受診券** を発送いたします。

●受診の方法 下記の2通りから選択してください

①集団検診（場所：地域交流センター鰐 come）

町の複合検診で、がん検診などと一緒に受けられます。

受診を希望する方は、保健福祉課へ申し込みが必要です。

令和7年度の日程は次のとおりです。

6月	11日（水）・12日（木）・13日（金）・15日（日）・16日（月）・（※）17日（火）・18日（水）・19日（木） ※6/17は女性限定日
7月	14日（月）・15日（火）・16日（水）・17日（木）・18日（金）
11月	26日（水）・27日（木）・28日（金）

②個別健診

かかりつけの医療機関で受けられます。

受診ができる医療機関一覧を、受診券と一緒に送付しますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

●留意事項 ①②いずれの受診の際でも、必ず「資格情報を確認できるもの」と「受診券」を持参してください。

●実施期間 受診券がお手元に届いてから令和8年2月28日までです。

●料 金 年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、健診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国保・後期高齢者人間ドックのご案内

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和8年3月31日までに40歳以上になる方または後期高齢者医療の被保険者の方です。

※ただし、保険税（料）に滞納がある方、国保特定健診、後期高齢者健診又は町が実施するがん検診を受診する方は人間ドックを希望できません。

●人間ドックの内容

身体測定・診察・胸部X線検査・血液検査・心電図・便潜血検査・腹部超音波検査・尿検査・肝炎ウイルス検査・内視鏡検査（胃カメラ…「経口」または「経鼻」の選択）

●受診の方法

町立大鰐診療所で実施します。

受診を希望する方は、役場住民生活課国保年金係（4番窓口）において、受診申込書の記入が必要です。

申込書は町ホームページにも掲載していますので、郵送による提出も可能です。

●実施期間

令和7年4月7日から令和8年3月31日までです。(町立大鰐診療所が指定する日及び休診日を除く)
申込書に記載の希望日の結果は、町立大鰐診療所より通知されます。

●料金

年度内1回、自己負担2,000円で受診できます。※ただし、特定健診等と重複しての受診、受診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563(直通)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

●歯科健康診査を受診しましょう！

歯科健康診査(歯科健診)は、口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の予防を図るために実施しているものですので、積極的な受診をお願いします。

▶対象者

大鰐町に住所を有する青森県後期高齢者医療保険に加入している方が対象です。

※ただし、病院等医療機関に6か月以上継続して入院している人、障害者支援施設、養護老人ホーム、特定施設、介護保険施設等に入所又は入居している人は受診できません。

対象者にはクリーム色の受診券が送付されています。(5月中に送付される健康診査受診券に同封されています)

▶歯科健診の内容

問診、歯の状態と歯周病の状態、義歯の状態、咬合の状態、口腔内の衛生状況、口腔(嚥下)機能の状態などを検査します。

▶受診の方法

町内の歯科医院で受診できます。

受診を希望する人は、直接、電話等で歯科医院へ申し込み(予約)してください。

受診の際は、必ず「資格情報を確認できるもの」と「令和7年度後期高齢者歯科健康診査受診券」を持参してください。

歯科医院名	住 所	電 話
デンタルクリニックさとう	大鰐字前田33-2	49-1155
成田歯科医院	大鰐字大鰐81-2	48-2907
ゆみデンタルクリニック	蔵館字村岡125-1	40-0365

▶実施期間

受診券到着時から令和8年3月31日まで。

▶歯科健診の料金

年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の受診、上記以外の検査、治療や指導に要する費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563(直通)

令和7年度国民年金保険料のお知らせです

●令和7年度の国民年金保険料額

令和7年4月から令和8年3月分までの国民年金保険料額は、「月額17,510円」です。4月初旬に、日本年金機構より国民年金被保険者の方々へ納付書が発送されています。期限内納付のご協力をお願いいたします。なお、納付書には使用期限があり、使用期限を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。万が一使用期限が過ぎてしまった場合には、弘前年金事務所にご連絡ください。

●便利でお得に納付しましょう

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引される「前納制度」があります。

割引される保険料額については、下記表のとおりです。

◀前納保険料額▶

前納期間	納入方法	前納保険料額	割引額
6か月前納 (令和7年4月～令和7年9月分) (令和7年10月～令和8年3月分)	口座振替	103,870円	<u>△1,190円</u>
	現金 クレジットカード	104,210円	<u>△850円</u>
1年前納 (令和7年4月～令和8年3月分)	口座振替	205,720円	<u>△4,400円</u>
	現金 クレジットカード	206,390円	<u>△3,730円</u>
2年前納 (令和7年4月～令和9年3月分)	口座振替	408,150円	<u>△17,010円</u>
	現金 クレジットカード	409,490円	<u>△15,670円</u>

また、前月末引き落としで口座振替の申し込みをすると「早割」により保険料が割引される制度があります。早割による令和7年度の保険料額は「月額17,450円(△60円)」です。

「前納制度」及び「早割」の利用を希望される際は、弘前年金事務所に申出が必要です。お手続き等の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。弘前年金事務所へご確認ください。

日本年金機構 HP <https://www.nenkin.go.jp>

■お問合せ 弘前年金事務所 ☎27・1339

住民生活課国保年金係 ☎55・6563(直通)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座の変更もしくは解約したときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。

また、金融機関の店舗統廃合等で口座番号が変更されたときも届出が必要です。

届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563(直通)

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

被用者保険の被扶養者の方へ「特定健康診査」のご案内

大鰐町国民健康保険以外の保険に加入している被扶養者の方も、町の複合検診実施日に特定健診を受けることができます。

1 受診対象年齢

40歳（令和8年3月31日までに40歳になる方）
から74歳（75歳の誕生日前日までの方）まで

2 健診場所・健診日

町の複合検診日程をご確認ください。

3 申込み方法

事前に予約が必要です。

直接、青森県総合診療センター（☎017・741・2336）へ申込みをしてください。

4 個人負担

無料

5 特定健診当日にお持ちいただくもの

- ①資格情報を証明できるもの
 - ②受診券（各保険者にお問い合わせをお願いします。）
- ※協会けんぽ青森支部は☎017・721・2723

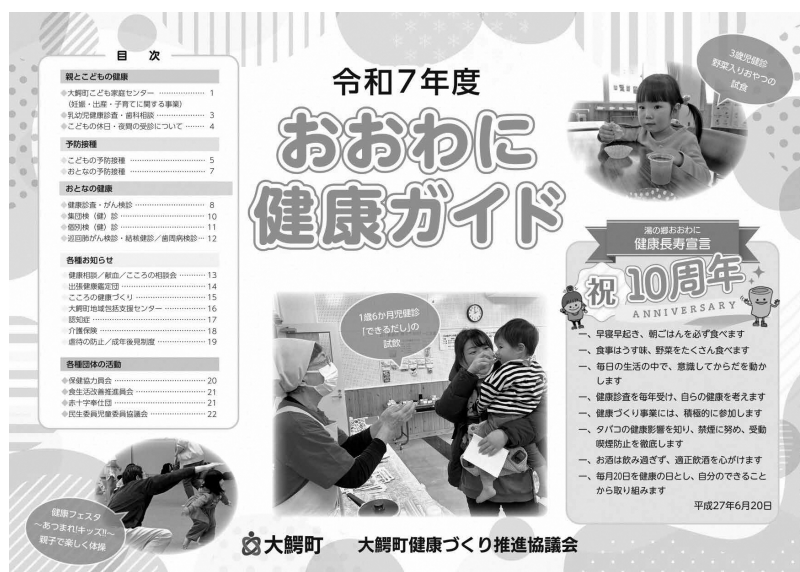
6 検査項目

- ▷身体測定（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ▷理学的検査（内診）
- ▷血圧測定、尿検査（尿糖、蛋白）
- ▷血液検査
 - ・血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（課直通）

令和7年度おおわに健康ガイド

健（検）診の日程や予防接種など、健康づくりに関する情報を掲載した「おおわに健康ガイド」を各ご家庭へ配布しましたので、ぜひご活用ください。また、保健福祉課8番窓口でも配布しています。なお、町ホームページからもご覧いただけます。



※これまでの「家族の健康カレンダー」の名称を「おおわに健康ガイド」に改めました。

■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

特別な支援を要する家庭の自立支援のために

●児童扶養手当

1. 制度の概要

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 支給対象

次のいずれかに該当する子どもの父又は母が当該子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

○父母が婚姻を解消した子ども

○父又は母が死亡した子ども

○父又は母が政令で定める障がいの状態である子ども

○父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども など

※子どもが児童福祉施設に入所したときや、子どもが父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき等は対象になりません。

※所得制限があります。

3. 手当額

支給額（月額）		
第1子	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740円～ 5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440円～ 3,230円

※所得に応じて支給額が異なります。

4. 手当の支給について

1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれ支払月の前月分までの2か月分の手当が支払われます。

●ひとり親家庭等医療費助成事業

1. 制度の概要

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費（入院時食事療養費は除く。）の助成をする制度です。

2. 支給対象

①母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童（18歳に達した年度末まで）

②母及び父（ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円、薬局については自己負担はなし）

※所得制限があります。

●特別児童扶養手当

1. 制度の概要

精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 支給対象

政令で定める程度の障がいの状態にある子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

ただし、子どもが児童福祉施設などに入所しているときや、子どもが障がいを支給事由とする公的年金を受けられるときは、手当は支給されません。

※所得制限があります。

3. 手当額

支給額（月額）	
1級	55,350円
2級	36,860円

4. 手当の支給について

4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）の年3回で、それぞれ支払月の前月分までの4か月分の手当が支払われます。

●障害児福祉手当

1. 制度の概要

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。

2. 支給対象

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

3. 手当額

月額 15,690円

4. 手当の支給について

2、5、8、11月の年4回で、それぞれ支払月の前月分までの3か月分の手当が支払われます。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

青森県赤十字血液センターによる献血が実施されます

昨年度、大鰐町では献血バスの巡回で、94人の“善意の献血”により、多くの患者さんのもとへ輸血用血液を届けることができました。たくさんの方に献血に協力いただきまして、大変ありがとうございました。

今尚、全国的に輸血用の血液は不足しております。血液を安定的に患者さんのもとへ届けるためには、献血バス1台あたり43名のご協力が必要となります。献血バスが下記日程で来町しますので、輸血を待ち望んでいる方々のために、一人でも多くのご協力をお願いします。

1 献血予定日 令和7年4月11日（金）

2 場所、時間 大鰐町役場 10時～12時30分

さばいしドライブイン 14時15分～16時

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

下水道及び合併浄化槽についてのお知らせ

■公共下水道区域内未接続の皆様へ

私たちが生活する中で水は欠かすことのできないものです。

公共下水道は、家庭や工場、店などで使用した水（汚水）を集めて処理し、海や川が生活排水で汚れてしまうのを防ぐなど私たちの水を守る大切な役割をしています。

町では平成4年度から公共下水道事業に着手し、平成11年度4月から汚水の処理を開始しています。

私たちが使った水やし尿は下水道管を流れ、岩木川水きらきらセンター（浄化センター）に集められます。そして微生物などのはたらきにより浄化し、きれいな水にして川から海へと放流されます。

トイレの水洗化や台所・風呂・洗濯等の排水のたれ流しによる生活環境の悪化を改善するため、下水道へのご加入をお願いいたします。

- ①下水道に接続するには、町の指定工事業者でなければ工事することができません。
- ②くみ取りトイレの場合は、供用3年以内に下水道に接続することが義務付けられています。
- ③し尿だけ処理する単独浄化槽を使用の場合は、トイレ以外の生活排水が未処理のため浄化槽を廃止し、下水道への接続に努めることとなっています。
- ④トイレの水洗化や単独浄化槽からの切り替え工事には、改造資金（無利息）の融資あっせんも行っていますのでご利用ください。

※指定工事業者、融資あっせん等については建設課までお問い合わせください。

■現在下水道をご利用の皆様へ

下水道の使用開始・休止・再開・異動・変更等に関することは、すべて届出制になっておりますので、次の届出事項に該当する場合は、速やかに建設課へ届け出てください。

【届出事項】

- 井戸水使用世帯において世帯人数に変更があった時（転入・転居・転出・出生・婚姻・死亡等）
 - ▶変更後の人数により、下水道使用水量（井戸認定量）及び使用料が変わります。
- 使用区分を変更した時（井戸をやめて水道を引いた、水道と井戸水の両方を使っていたが井戸水を廃止した時）
 - ▶井戸水認定量の算定を中止します。
- 引越しの時（転入・転出等）
 - ▶下水道使用料の請求を開始、又は中止します。

●長期間下水道を使用しない時

- ▶使用しない期間の下水道使用料の請求を中止します。この場合、使用開始時も届出が必要となりますのでご注意ください。

※下水道使用料金は次のとおりです。

●月額使用料

用途区分	基本料金	従量使用料（1㎡につき）	
一般用	10㎡まで 1,540円	11～30㎡	154円
		31～50㎡	176円
		51～150㎡	220円
		151㎡～	275円

●井戸水認定量

	井戸水等のみの使用	上水道と井戸水等の併用
1人当たり	4㎡	2㎡
浴槽	10㎡	10㎡

■合併浄化槽区域（公共下水道区域外）の皆様へ

公共下水道区域外の地区は、町が合併浄化槽（し尿のほか生活排水を合わせて処理する浄化槽）を各戸の敷地に設置し、設置後の維持管理も町が行います。合併浄化槽は町の所有となり工事費については分担金（一時金）を、維持管理費については毎月使用料として納付していただきます。

下水道と同じく快適な生活環境にするためトイレの水洗化等を希望される方は、建設課までお問い合わせください。

※合併浄化槽使用料及び分担金は次のとおりです。

●月額使用料

人 槽 区 分	月 額
5人槽	3,520円
7人槽	3,960円
10人槽	5,060円

●分担金

人 槽 区 分	負担額
5人槽	90,000円
7人槽	100,000円
10人槽	120,000円

■現在合併浄化槽をご利用の皆様へ

合併浄化槽の使用料は、口座振替となっておりますので、使用者等に変更があった場合は、速やかに建設課へ届け出てください。

合併浄化槽のプロア又は放流ポンプが故障した場合、町と使用者で折半し修繕することになります。修繕費のお支払いは納付書発行より30日以内をお願いします。

■お問合せ・お申込み

建設課温泉水道室 ☎55・6594（直通）

固定資産税の縦覧・閲覧について

令和7年度固定資産縦覧帳簿の縦覧及び課税台帳（名寄帳）の閲覧を行います。

縦覧では、町内に土地・家屋を所有する納税者が、近隣の土地・家屋の評価額をご覧いただき、ご自分が所有している資産の評価が適正かどうか確認することができます。

また閲覧では、所有している土地・家屋の課税内容を確認することができます。

・期間：

【縦覧】令和7年4月1日（火）から6月2日（月）まで

【閲覧】令和7年4月1日（火）から通年

※土・日・祝日を除く



・時間：8時15分から17時まで

・場所：大鰐町役場税務課

・必要なもの：本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、納税通知書、健康保険証など）

※1 代理人の場合は、委任状が必要です。

※2 委任状は任意様式か町ホームページ内にある、証明書等交付申請書様式「代理人選任届（委任状）」をご使用ください。（くらしの情報→年金・税金→税金→税関係証明書→固定資産税証明書等）

【手数料】

縦覧：無料

閲覧：縦覧期間中は、名寄帳の写しを無料で交付します。

※それ以外の期間は300円となります。



■お問合せ 税務課資産税係 ☎55・6562（直通）

有料
広告

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め 準備よし



春の火災予防運動

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

4月14日（月）から20日（日）まで、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆さんの大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



山火事に注意を！

山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は、1年のうちで最も山火事が発生しやすい季節です。貴重な山林を山火事から守るため、火の取扱いに十分注意してください。



令和7年山火事予防ポスター

枯草・枝等の焼却による火災に注意を！

毎年4月・5月は、枯草や枝等の廃棄物を焼却し、強風にあおられ周囲の可燃物に燃え広がる火災が発生しています。

廃棄物の焼却は原則禁止されています。なお、農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合は、以下のことに注意してください。

- 風の強い日には燃やさない
- 一度に大量に燃やさない
- 燃やしている時は目を離さない
- その場を離れる時は、完全に消火したことを確認する

■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎32・5104
または、最寄りの消防署、分署へ

■大鰐町内の火災・救急発生状況

(令和7年2月末現在)

	令和7年	前年比
火 災	1 件	± 0 件
救 急	1 1 4 件	+ 2 5 件



ルールを守って自転車事故を防止しよう

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和6年11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。

また、令和5年4月1日から、自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されましたが、県内の着用率は全国平均よりもかなり低い状況です。

自転車の罰則強化

●運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

ヘルメットの着用

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の約5割以上が、頭部に致命傷を負っています。

事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。

ヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。



ルールを守って、大切な命を守りましょう！

みんなの力で暴力団を追放しよう

◎「暴力団追放三不運動プラス1」

・暴力団を「恐れない」

（「誤ったイメージ」から、恐れることは暴力団を助長させます）

・暴力団に「金を出さない」

（金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになります）

・暴力団を「利用しない」

（すべてを「金づるにする」、それが暴力団なのです）

・プラス1⇒暴力団と「交際しない」

◎匿名通報ダイヤルを知っていますか？

暴力団が関与する犯罪等の通報を匿名で受け、有力な情報を提供した方に対して、情報量（最大100万円）が支払われる制度です。

☎0120-924-839

（電話受付は月～金 午前10時～午後5時）

URL:<http://www.tokumei24.jp>



暴力団が恐れるもの

それはあなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。

暴力団に関する相談窓口

お近くの交番、警察署又は（公財）青森県暴力追放県民センターへご相談ください。

★#9110 又は警察 017・735・9110

★暴力団追放県民センター 017・723・8930

（ナニサ ヤクザ ゼロ）

■お問合せ

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

「木製立体パズル作り教室」 参加者募集

製材所から出た端材や間伐材を使って木製の立体パズルを作ってみませんか。

○日時：令和7年5月3日（土）

午前9時30分～11時

○場所：弘前地区環境整備センタープラザ棟

○定員：15人（小学生以上）

※小学生の参加は保護者の同伴が必要です。

○参加料 無料

○持ち物 特にありません

※作業しやすく、汚れても構わない服装でお越しください。

○申込方法 令和7年4月18日（金）までに電話またはEメール（教室名・氏名（ふりがな）・年齢・住所・電話番号を記入）

でお申し込みください。

E plaza-ebarahitosaki@ebara.com

※2人まで応募できます。応募多数の場合は、令和7年4月25日（金）までに応募者全員に結果を通知します。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。

☎ 弘前地区環境整備センタープラザ棟

（〒036・8314 弘前市大字町田字

筒井6-2）受付時間は午前9時～16時

※月曜日は休館日です。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となります。

☎ 36・3388

津軽広域連合からのお知らせ

津軽地域の講師をまとめた人材バンク

『津軽の名人・達人バンク』利用者募集

津軽広域連合の「津軽の名人・達人バンク」は、学校・施設・団体・サークル・企業等の活動で講師が必要とき、目的に合わせて利用できるように津軽地域の様々なジャンルの講師をまとめた人材情報を紹介しています。

講師をまとめた「津軽の名人・達人バンク登録者名簿」はどなたでも自由に利用できます。

【利用方法】

希望する講師を見つけたら、名簿に掲載されている連絡先へ直接日程や費用などをお問い合わせください。

【指導内容一例】

体操、ダンス、伝統工芸（こぎん刺し・津軽塗・金魚ねぶたなど）、フラワーアート、クラフト製作、健康づくりの指導、生活に関する豆知識を学ぶ講座、など幅広い分野の方々が講師として登録しています。

・自分の特技を講師として指導できる方も募集しています。

個人と団体（企業・サークルなど）の講師登録ができます。

・名簿は津軽広域連合のホームページからダウンロードできます。

・希望者へは郵送可能なのでお気軽にご連絡ください。

地元の魅力を情報発信！

地域資源特派員募集

津軽広域連合では、津軽の美しい自然や風景、地元のお祭り、歴史的なものを写真やイラストでお寄せいただき、簡単なコメントと一緒に投稿していただける方を募集しています。

【募集テーマ】

- ①あなたのまわりの『季節を感じる』もの
- ②まちで見かけた『時代を感じる』もの
- ③あなたのまちの『奇祭・奇習』など

【対象】

関係8市町村に在住、通勤、通学されている方

※関係8市町村：弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村

【投稿方法】

特派員登録後に簡単なコメントと写真やイラストを添えて、郵送か電子メールで投稿・郵送の場合、専用紙と返信用封筒を送付・投稿はペンネームもOK

※詳しくは、ホームページをご覧ください。



【レポートの公表】

投稿レポートは「地域資源レポート」として、津軽広域連合ホームページ、公式フェイスブック・ツイッター・インスタグラム、津軽広域連合の広報紙で紹介します。

☎ 津軽広域連合総務課総務企画係

（〒036・8003 弘前市大字駅前町

9番地20 ヒロロ3階）

☎ 31・1201

E tengou@tsugarukoiki.jp

H http://tsugarukoiki.jp/

令和7年度協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）青森支部は、主に県内の中小企業にお勤めの従業員とそのご家族が加入する健康保険です。令和7年度における青森支部の健康保険料率及び全国共通の介護保険料率は、次のとおりとなります。

- ・健康保険料率9・85%（現行9・49%）
- ・介護保険料率1・59%（現行1・60%）
- ・各都道府県の健康保険料は、主に地域の医療費水準に基づき算出されますが、青森支部は全国に比べ、医療費の伸びが大きかったことから健康保険料率は、3年ぶりの引き上げとなりました。加入者及び事業主の皆さまのご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

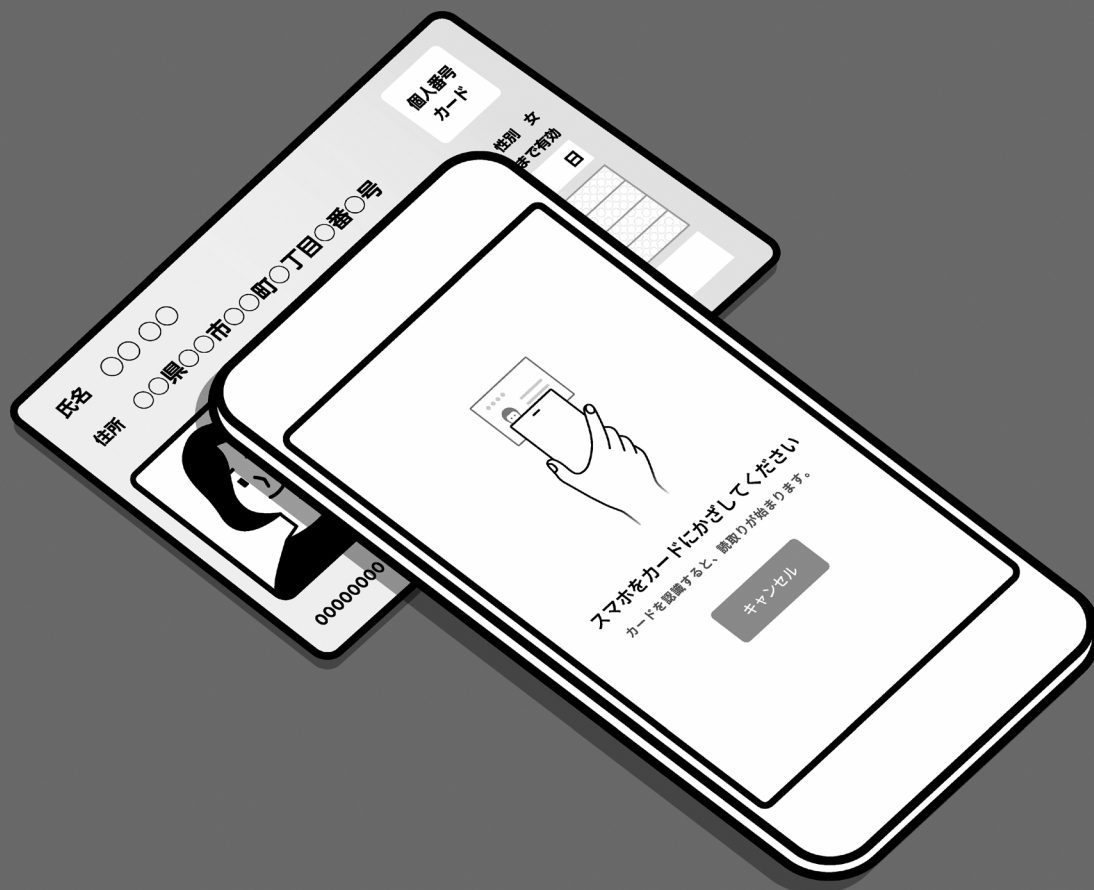
☎ 全国健康保険協会青森支部

（青森市長島2-25-3）

☎ 017・721・2799

H https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/

マイナンバーカードにかざして LINEで行政手続き



LINEを「マイナンバーカード」にかざすことで、
本人確認手続き・認証を簡単にリアルタイムで行うことができます。

詳しくはこちら





1日に野菜を 350 g 以上食べよう

大鰐町民は男性 143.8g/ 日、女性 149.8g/ 日と**野菜の摂取量がとても少ない**です。そこで旬ごとの野菜を使ったレシピを紹介します。ぜひご家庭でも作ってみてください♪

4 月のおすすめレシピは・・・

春キャベツのキッシュ

野菜が **100g** (1 人分) 摂れるレシピです



材料名		分量 (4 人分)
春キャベツ		1/2 玉 (約 250g)
にんじん		中 1 本 (約 150 g)
ウインナー		6 本
卵		6 個
A	粉チーズ	大さじ 4
	砂糖	大さじ 2
	こしょう	少々
	サラダ油	大さじ 2

◆作り方

- ①春キャベツとにんじんは、長さ 5 cm 程度の細切りにする。
ウインナーは 1 cm 幅に切る。
- ②ボウルに卵を割りほぐし、Aを加えて混ぜる。
- ③②に①を加えてさらに混ぜる。
- ④フライパンに油を熱し、③を流し入れて中火で熱し、全体をかき混ぜる。
- ⑤ある程度固まってきたらフタをし、弱火で 10 分程度蒸し焼きにする。
- ⑥裏返してフタをし、弱火で 5 分程度焼く。

★レシピのポイント！

液をフライパンに流し入れたらヘラで上から押し、あまり動かさないようにすると、固まりやすいです。また、フライパンのフタを使うと裏返ししやすいです。

★気になる栄養価 (1 人分) は？

エネルギー /319kcal、タンパク質 /15.7g、脂質 /24.6g、炭水化物 /12.2g、食塩 /1.1g

～今月のコラム～

淡色野菜※の中では、春キャベツにはビタミン C が多く含まれます。また、紫外線による肌へのダメージを回復したり、免疫力を高めます。ストレスをためやすい生活をしたり、喫煙習慣があるとビタミン C がたくさん消費されるため、より多く摂取が必要です。

※淡色野菜…可食部 100g 当たりの β カロテンが 600 μ g 未満の野菜。切ったときに断面の色が薄い野菜。



行事予報



4 月

7日（月） ○大鰐小・中学校入学式

11日（金） ○献血バス来町（大鰐町役場、さばいしドライブイン）

27日（日） ○青森県消防協会南黒支部観閲式

5 月

17日（土） ○第32回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会

17日（土）～21日（水） ○大鰐温泉つつじまつり（予定）

■2月受付分

戸籍の窓口

（※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。）

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

・岩 渕 ^み心 ^あ暖（蔵館5B）

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・中 村 輝 明（82歳）大鰐7A
- ・平 田 一 文（69歳）八幡館
- ・山 田 トミヨ（90歳）唐牛
- ・三 上 ミサオ（96歳）唐牛
- ・今 井 敏 光（69歳）大鰐2
- ・水 木 繁 美（82歳）苦木
- ・三 浦 金 美（89歳）八幡館
- ・松 本 英 子（82歳）蔵館7

大鰐町の人口と世帯数

令和7年2月末日現在

人 口 8,199人

前月比 - 21人

男 3,767人

女 4,432人

平均年齢 57.5歳

世帯数 4,030世帯

前月比 - 8世帯



■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

令和7年4月設置

大鰐町 こども家庭センター

こども何でも相談窓口

【保健福祉課 健康推進係】

TEL : 0172-55-7149(直通)

- 母子健康手帳の交付
- 妊娠中の生活について
- 母乳のこと
- 予防接種のこと
- 産後の生活について
- 子育ての悩みや心配ごと

【保健福祉課 福祉係】

TEL : 0172-55-6568(直通)

- 保育園・認定こども園のこと
- 児童手当について
- 子育て支援サービスの紹介

子育ての悩み、
誰かと共有したいな。

大したことじゃないけ
ど気になるんだよね。

子育て応援アプリ
「母子も」でも子育て
情報を配信しています！



電話でも手続きのついででも大丈夫です。
訪問してゆっくり相談することもできます。
妊娠・出産・子育ての気になること、気軽にお話ください。

●広報おおわには町のホームページでも公開しています【URL】<http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

3月13日に行われた大鰐中学校の卒業式です。この広報4月号が発行される頃には、小中学校を卒業された皆さんは、新たな生活に心を躍らせていると思います。大鰐町で育った皆さんが町内外、国内外を問わず活躍されることを期待しております。

広報おおわに No.759

令和7年4月号

発行 大鰐町

編集 大鰐町総務課

〒038-0211

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字

羽黒館5番地3

TEL 48・2111

FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>

発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HP



大鰐町 LINE